

# 人権意識を高め、生徒一人一人が安全で安心した学校生活を送るために 野比中学校「学校いじめ防止」に関わる基本方針

学校長

## 1. 学校教育目標 「じりつ そうぞう 豊かな心」

- 1, 自ら学び、自ら考える力を持ち、主体的に判断し行動できる生徒の育成。
- 2, 自らを律し、人を思いやる豊かな心をもつ生徒の育成。
- 3, 心身ともにしなやかに、粘り強く取り組む生徒の育成。

## 2. 重点目標について

### (1) 心豊かな生徒の育成

- ①一人一人のよさを認め合い、高め合う関係づくり（自己肯定感を育む指導）
- ②思いやりを育む指導（日常の学級指導・道徳授業の充実）
- ③感動する場面を多く設定する工夫（生徒を主体とした学校行事の運営）
- ④いじめの未然防止と早期発見（学校生活アンケートとQ-Uの活用）  
(いじめ防止対策委員会での情報共有と対応・二者面談等による生徒理解)

### (2) 学力を向上させる

- ①一人ひとりの学びを保障する。
- ②各教科・道徳・総合的な学習の時間への指導の充実に努める。
- ③最後まで夢中になって取り組む授業づくりと安心して学べる環境づくりに努める。
- ④生徒・保護者に信頼される指導と評価

### (3) 健康の保持増進と体力の向上

- ①規則正しい生活習慣（睡眠・食事・適度な運動・スマホ等の適切な使用）の定着
- ②保健・体育の授業と連携し、適切な部活動の実施
- ③家庭科の授業と給食を活かした食生活の指導
- ④各種講演会や啓発活動の実施

### (4) 地域に根差した開かれた学校づくり(小中一貫教育の推進と地域との情報連携)

- ①小中一貫教育の推進
- ②学校運営協議会との連携

### (5) インクルーシブ教育の推進

- ①一人ひとりが大切にされ、安心して学ぶことのできる環境づくり

# 第一部 いじめに対する基本的な確認すべきこと

いじめ防止対策推進法 平成25年9月28日施行より

## ■ 法律の目的

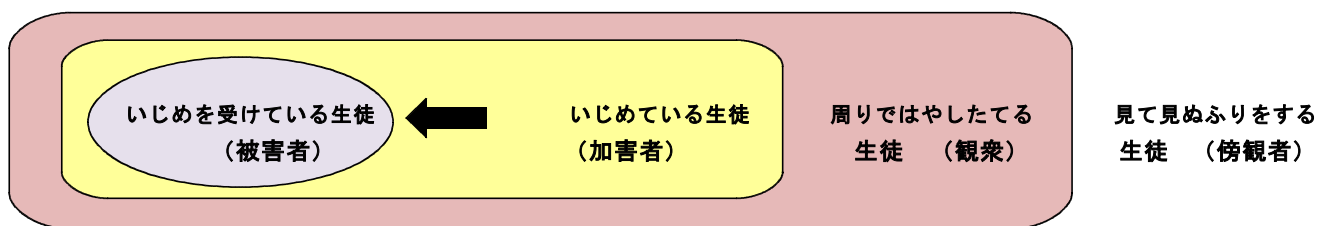
いじめは、被害児童等の「心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」行為である。また、被害児童等の「教育を受ける権利」を侵害する。いじめ防止対策推進法は、このいじめが有する危険性を重視し、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処（＝いじめの防止等）を行うための対策を「総合的かつ効果的に推進する」ことをねらいとして制定された法律である。（1条）

## ■ いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」としている。（2条1項）

## ■ いじめの構造

いじめは、いじめられている生徒といじめをしている生徒との関係だけでとらえることはできない。いじめは「**四重構造**」になっている。観衆や傍観者になっている生徒も結果として、いじめを助長していることになる。また、被害者と加害者との関係は、立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者になれるような指導を日常的に行うことが大切である。



## 基本方針を図式したもの

### いじめ対応に関する野比中学校の基本方針 ～いじめの未然防止～

いじめを許さない生徒  
育てる教育活動

教育相談体制の充実  
計画的取り組み

いじめの早期発見・早期  
対応に向けた組織的  
な取り組み

教師の人権意識の高揚

#### 未然防止の取り組みの重要性 ～いじめを許さない生徒を育てる～

- ・ 学校生活の中では、生徒同士のトラブルは、ある意味、日常的なものといえます。「発生してから対応する」という事後対応の考え方から、「問題が発生しにくい学校風土をつくる」といった未然防止という考え方への転換が求められるようになってきている。そこには、すべての生徒を対象に「あたり前のことをあたり前に行っていく。善いことは善い。悪いことは悪い。」と伝えていくことが、学校教育本来の活動であることを押さえておきたい。
- ・ 起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、起きにくくするために力を尽くすという考え。つまり、本当に求められる対応というのは、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、**加害者にさせない**という意味での未然防止策に力を注いでいきたい。
- ・ また、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価に位置づけ、いじめ防止のための取組の改善を図ります。

## 第二部 いじめを許さない学校づくり(未然防止に向けた取り組み)

### 1. いじめの未然防止に向けた教師側の姿勢

- (1) 学校の内外で、いじめを発見したり相談を受けたりした場合は、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告(発見者→学年主任→管理職)し、組織的に対応します。
- (2) いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図ります。
- (3) 職員が生徒を一人の人間として尊重し、日頃から生徒の心に寄り添うことを心がけます。
- (4) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。
- (5) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたい分りやすい授業づくりを進めます。
- (6) 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努めます。
- (7) いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努めます。

### 2. いじめ防止に向けた校内組織(敬称略)

- (1) 校内いじめ防止対策委員会 … 毎週火曜日の3校時に開催。また、必要に応じて適時開催する。

役職	校長	教頭	学年主任・生徒指導			生担	支援 C D	養護 教諭	S C	相談員
			1年	2年	3年					

- ① 情報の分析と事案の検討及び、いじめについての判断、対応方針の決定。
- ② 経過報告を受け、指導方針の見直しも含めて図る。
- ③ いじめ以外の事案についても、検討、共通理解を図る

- (2) 学校いじめ防止対策委員会 (年間2回: 5月, 2月)

校内いじめ防止対策委員会+学校運営協議会

- ① 学校としての基本方針の提案・確認(いじめを起こさせない学校作り・早期発見・早期対応)
- ② (個人情報に考慮して)事案の報告(対応状況)

### 3. いじめを許さない学校・学級集団づくり

#### (1) 学級経営の充実

- ① 生徒に対する教師の受容的、共感的姿勢により、生徒一人ひとりの良さが発揮され、互いを認め合う学級づくりをする。
- ② 生徒の自発的、自治的な活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをする。
- ③ 正しい言葉遣いのできる集団を育てる。→ いじめの大半は言葉によるもの。人権意識のかけた言葉遣いへの指導が必要。(キモイ、ウザイ、死ね・・・)
- ④ 年度の初めから、学級ルール of 規範が守られるような毅然とした指導を徹底し継続していく。
- ⑤ 担任として、自らの学級経営のあり方を定期的にふり返り、見直しをもってすすめる。

【注】担任と生徒たちが、いわゆる「なれあい」になっている学級に、いじめが発生しやすい。

#### (2) 授業中における生徒指導の充実

- ① 自己決定・自己存在感・共感的人間関係のある授業づくりをすすめる。
- ② 楽しい授業、わかる授業を通して、生徒たちの学びあいを保障する。

#### (3) 道徳教育の充実

- ① いじめを題材とした内容を計画的に取り上げ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ② 思いやりや、生命・人権を大切にすることを指導の充実を図る。

#### (4) 学級活動

- ① いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合いをおこない、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ② 学級内のコミュニケーションの活性化を図るため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムをとり入れ学習する。
- ③ 人間関係のトラブルやいじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習する。

#### (5) 学校行事・部活動

- ・生徒たちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られるよう企画し、実施する。

#### (6) 生徒会活動

- ・生徒が自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動（いじめ防止アピール活動）をすすめる。

#### (7) 携帯・スマホ教室の実施

### 第三部 いじめを早期発見する

#### 1. いじめを早期発見するために

##### (1) いじめを発見する手立て

- ① 教師と生徒との日常の交流をとおした発見
  - ・生活ノートや相談、業間休みや昼休み、放課後の雑談の機会などで気になる様子に目を配る。
  - ・けんかやふざけ合っていたとしても、表面的な見方で終わることなく、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかを判断する。
- ② 複数の教師の目による発見
  - ㊦全教師が様々な教育活動を通して生徒たちに関わることにより、発見の機会を多くする。
  - ㊧教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、生徒のトイレを利用したりすることも、気になる場面の発見につながる。
  - ㊨業間休み、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行うことも、発見を容易にする。
- ③ アンケート調査
  - ㊩いじめも含めた「生活アンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組む。アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教師であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効である。
  - ㊪学年はじめや長期休業前や明けなど、生徒の人間関係に変化が表れやすい時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃実施するのも有効である。（6月頃、11月頃）

##### 【いじめの認知件数の考え方】

- ㊫いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩である。
- ㊬認知件数が多いことは悪いことと捉えるのではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れという考え方もある。
- ㊭認知件数が多い、少ないにかかわらず、認知した事案を、どれだけ、どのように解決したかが重要である。
- ④ 教育相談を通じた把握
  - ㊮学校全体として定期的な面談の実施や、生徒からの依頼があった時には面談ができる体制を整えておく。
  - ㊯面談方法や面談結果については、スクールカウンセラーなど専門的な立場からの助言を得るとよい。

##### (2) 早期発見、早期対応のあり方

- ① いじめの発見、報告体制等のシステム化
  - システム化しておくべきこと
    - ㊰いじめを発見した時の報告体制
    - ㊱いじめ発見のための実態調査の方法（アンケートや教育相談等の実施時期及び内容）
    - ㊲いじめの（生徒指導全般共通）指導記録の共通化
      - ・情報の見える化 → 情報の共有化 → 問題への意識化 → 解決に向けた協働体制

- ・いじめ問題の確実な引き継ぎ →いじめの再発防止 →生徒を守る
  - ・記録から見える課題の把握 →いじめの発生しやすい時期、集団、人間関係、きっかけ、場所等
- ② 教育相談体制といじめを訴えることの意義と手段の周知
- ⑦ 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に伝える。
    - ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に知らせてよいことを伝える。
    - ・生徒指導担当やスクールカウンセラー、登校支援相談員等への相談の申し込み方法を伝える。
    - ・関係諸機関（こども青少年支援課、児童相談所、警察：県警本部少年相談・保護センター等）へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に伝える。（配布物やポスター等）
  - ④いじめを訴えることは、人権と命を守ることに繋がる勇気ある行為であることを日ごろから指導する。
  - ⑦ 匿名による訴えの対応
    - ・匿名で訴えたい気持ちに理解を示しながらも、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、学校及び相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応をすることを伝える。

- ⑦ 家庭訪問の充実(4月下旬)\*今年中止
- ④ 二者面談の充実(6月、11月(2月))
- ⑦ 三者面談の充実(7月、12月)
- ④ 生活アンケートの実施(6月、11月)
- ④ Q-Uの実施(5月、10月)
- ⑦ 各懇談会

## 第四部 いじめへの対処

### 1. いじめ事案等が発生したときのフローチャート(別紙資料参照)

### 2. いじめへの対処について

- (1) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。そして、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。
- (2) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせます。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持ちます。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- (4) いじめを受けた指導生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
- (6) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育むようにします。
- (7) インターネット上のいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めています。また、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者とともに直ちに削除する措置をとります。
- (8) 特に配慮が必要な生徒に係わるいじめについては、当該生徒の特性を踏まえ、日常かつ継続的な支援を行います。
- (9) 具体的な対応については、横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」冊子に則って行います。

### 3. 重大事態への対応

#### 《重大事態の定義》

「重大事態」とは、法第 28 条第 1 項第 1 号において「いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第 2 号において「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、次の対応を行います。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告します。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置します。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供します。

## 第五部 職員の指導力を向上させる

### 1. 校内研修会

- (1) いじめ防止のための取り組み

#### いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上

職員会や校内研修等で、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深めておくことが必要である。

- ①いじめ問題に対応するための共通理解
  - ・いじめの態様（種類）に関する認識 → 事態を軽視する見方があるといじめが蔓延する。
  - ・いじめの報告方法、指導方法に関する共通認識を図る。
- ②いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢
  - ・人権意識を研ぎ澄ますことが大切である。
  - ・いじめ問題は必ず組織で対応する。
  - ・いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないとの認識に立って、生徒や保護者からの通報、他の教職員からの情報に真摯に対応する。
  - ・自分の学級、授業等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。
- ③いじめと犯罪の関係についての認識

いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪として対応する必要がある場合もある。

- |                 |                 |                   |
|-----------------|-----------------|-------------------|
| ・暴行罪（刑法第 208 条） | ・傷害罪（同法第 204 条） | ・脅迫罪（同法 222 条）    |
| ・恐喝罪（同法第 249 条） | ・侮辱罪（同法第 231 条） | ・名誉棄損罪（同法第 230 条） |

#### ④安全配慮義務

○学校がとるべきいじめに関する安全配慮義務には、以下のようなものが考えられる。

- |            |                |                 |
|------------|----------------|-----------------|
| ・一般的注意義務   | ・いじめの本質を理解する義務 | ・生徒の動静把握義務      |
| ・いじめ全容解明義務 | ・いじめ防止措置義務     | ・保護者に対する報告、協議義務 |
- （日本弁護士連合会「いじめ問題ハンドブック」こうち書房 1995 年より）

#### 【参考：安全配慮義務違反が争われた事案】

- ・自殺の原因がいじめであるとして安全配慮義務違反が争われた事案（東京高裁 平成 14 年 1 月 31 日判決、確定）
- ・いじめにより登校拒否に至ったとして、安全配慮義務違反が争われた事案（東京地裁八王子支部 平成 3 年 9 月 26 日判決、確定）

(2) 保護者や地域からの情報提供

- ① 日ごろから、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者や地域に伝え、共通認識に立っただうえで、いじめ発見に協力を求めるとともに、保護者や地域からの訴えに傾聴する。
- ② 保護者が子どもの変化を読み取れるようなチェックポイントなどを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法を伝えておく。

## 2. 年間計画

	教職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
4月	○生徒指導に関する職員研修 ○校内いじめ防止対策委員会 (年間を通して 毎週火曜日に開催)	・学級開き ・人間関係づくり ・学級ルールづくり 【学級活動】 ・携帯・スマホ教室	
5月		・行事を通じた人間関係づくり 【各学年行事】 ・Q-Uの実施	・いじめ防止対策についての説明・啓発 【保護者会】 ・保護者との情報交換
6月	◎第1回 学校いじめ防止 対策委員会	①教育相談期間の実施 ・学校生活アンケートの実施 ・Q-Uの分析	
7月		行事を通じた人間関係づくり 【合唱祭(3年)】	・保護者との情報交換 【個人面談】
8月	○生徒指導に関する職員研修		
9月		・行事を通じた人間関係づくり 【NOBILYMPIC】	
10月		・Q-Uの実施、分析 ・前期のまとめと反省	
11月		②教育相談期間の実施 ・学校生活アンケートの実施	
12月		・行事を通じた人間関係づくり 【合唱(1・2年)】	・保護者との情報交換 【個人面談】
1月			
2月	◎第2回 学校いじめ防止 対策委員会	③教育相談期間(1・2年)の実 施	
3月		・年度のまとめ	

## 市のいじめ相談機関

### ■いじめ電話相談

#### 「こどもの悩み相談ホットライン」の設置について

教育委員会では、学校で生じたこどもの様々な人間関係などの悩み等を早期に解決するために「こどもの悩み相談ホットライン」を設置しています。学校生活の中での「いじめ」や「友だちとの人間関係」、学校生活の心配や不安について、電話相談を受けます。

- 受付日：月曜日・水曜日・金曜日（祝休日および年末年始は除きます）
- 受付時間：午前9時～午後5時まで
- 専用電話：046-822-6522

#### <お問い合わせ>

[教育委員会事務局学校教育支援教育課](#)

横須賀市小川町 11 番地 本館 1 号館 6 階<郵便物：「〒 238-8550 支援教育課」で届きます>

電話番号：046-822-8513

ファクス番号：046-822-6849

メール：[su-bes@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:su-bes@city.yokosuka.kanagawa.jp)

## 県のいじめ相談機関

	相談窓口名称	運営主体	電話番号	開設時間	定休日	備考
1	神奈川県立総合教育センターいじめ110番	神奈川県	電話： 0466-81-8111	24時間受付	なし	主に高校生までのいじめに関する電話相談
2	横浜弁護士会法律相談センター 子どもの人権相談	横浜弁護士会	045-211-7700 予約電話 10時～12時 13時～16時	毎週火曜日 13時15分～16時45分	土日祝日 年末年始	深刻ないじめ、不登校、学校とのトラブルなどの相談ができます。(45分以内無料 予約制 電話相談可)
3	神奈川県警少年相談・保護センター ユーステレホンコーナー	警察本部少年育成課	045-641-0045 0120-45-7867 (フリーダイヤル)	平日 8時30分～17時15分	土日祝日、年末年始	—
4	子ども人権110番	横浜地方法務局	0120-007-110 フリーダイヤル	8時30分～17時15分	土日祝	いじめ、体罰、児童虐待などの子どもの人権に関する相談
5	インターネット人権相談受付 (子ども用) (PC)	横浜地方法務局	—	24時間受付	なし	いじめ、体罰、児童虐待などの子どもの人権に関する相談